

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的な潮流

20世紀の二度にわたる世界大戦は、人類に多大な被害と影響を与えました。

この反省から、1948年(昭和23年)の国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され具体化が進められてきました。

しかしながら、東西冷戦構造崩壊後の今日も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993年(平成5年)ウィーンにおいて開催された「世界人権会議」では人権教育の重要性が強調されました。国連総会はこうした経過を踏まえ、1995年(平成7年)から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

2 国・県における取り組み

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。1995年(平成7年)には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年(平成9年)「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、地域改善対策協議会は、1996年(平成8年)に行った意見具申において、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

1999年(平成11年)人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)に対して行い、2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年(平成14年)には同法に基づく国の基本計画が示されました。

第2章 人権を取り巻く状況

福岡県でも、1997年(平成9年)行政運営を総合的、計画的に実施し、県民一人ひとりの人権意識を高揚するため「ふくおか新世紀計画」を策定しました。「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の確立に向けた取り組みは、1993年(平成5年)「福岡県高齢化社会行動計画」をはじめとして、1995年(平成7年)「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年(平成9年)「福岡県児童育成計画」、2002年(平成14年)「福岡県男女共同参画計画」などの個別計画を通して具現化するものであり、この核となるのが「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」です。この県行動計画は、1997年(平成9年)に国内行動計画が策定されたことを踏まえ、本県の実情に合った人権教育・啓発を推進するために、知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」を設置の上、1998年(平成10年)に策定したものです。

現在、この県行動計画の理念である人権という普遍的な文化を築くために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取り組みを進めています。

また、公務員、教職員、警察職員、福祉関係者など、特に人権への配慮が必要とされる職業に従事する者はもちろんのこと、社会のあらゆる階層の人々を対象にした人権教育・啓発を推進しています。

3 本町における取り組み

本町は椎田町と築城町が合併し2006年(平成18年)に誕生しました。

合併前の二町では、それぞれ同和問題の速やかな解決に向けて、同和対策事業特別措置法が1969年(昭和44年)に施行されて以来、町政の重要な施策の柱に位置づけ、人権・同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきました。

また、合併前のそれぞれの町で1998年(平成10年)、2001年(平成13年)に「人権問題に関する意識調査」をまとめ、人権問題に関する町民の意識や傾向を把握し、これまで行ってきた啓発活動、同和教育の成果や課題、問題点を明らかにし、以後の行政、特に人権教育、啓発活動に生かしてきました。

合併後の2007年(平成19年)には、「築上町は子どもの生命を護ります」をタイトルにした総合計画を策定しました。特に、人権の尊重・男女共同参画に関しては人権啓発指針や男女共同参画推進計画の策定の必要性を掲げています。

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、築上町総合計画を踏まえたこの基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国や県の基本計画と連携を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが重要です。